

複層化信託の活用による節税と専門家の対応について

今回のニュースレターでは、前回のニュースレターにおける弁護士山口先生のテーマに引き続き、**複層化信託**について取り上げます。

● 複層化信託における事例

収益受益権と元本受益権を複層化した、いわゆる複層化信託について、私が経験した事例をデフォルメして紹介します。

(1) 信託の概要

- ・親 A が 2 億円の不動産を信託財産として複層化信託を設定
- ・信託財産である不動産から年間約 1,900 万円の収益（賃貸収入）がある
- ・信託期間 10 年
- ・親 A : 収益受益権者（70 歳）
- ・子 B : 元本受益権者（38 歳）
- ・収益受益権者または元本受益権者のいずれかが死亡したときに信託が終了する（受益者連続型信託ではない）

(2) 信託設定時の受益権の評価

信託設定時の受益権の評価は、概ね以下の通りでした。

- ・収益受益権 : 1 億 8,000 万円（親 A）
- ・元本受益権 : 2,000 万円（子 B）

(3) 信託設定時の課税（贈与税）

信託設定時において子 B は、元本受益権 2,000 万円を親 A から贈与により取得したとみなされ贈与税が課税されます。ただし、子 B は 相続時精算課税制度を選択した

ので、贈与税の納税額はゼロでした（相続時精算課税制度では、2,500 万円まで非課税枠があるため。）。

(4) 信託期間満了後（10 年後）の課税

信託期間満了後（10 年後）において、子 B は、元本受益権者として信託財産そのものの（2 億円の不動産）を取得します。この時点では、贈与税や相続税などの課税関係は生じません（ただし、不動産取得税等は課税されます。）。

(5) その後親 A が死亡したときの課税

信託財産である不動産（2 億円）は、すでに子 B が取得していますので、親 A の相続財産から外れています。ただし、相続時精算課税により贈与された元本受益権の価額 2,000 万円が相続税の課税価額に加算されます。つまり、信託を使わなかった場合は、親 A 死亡時には不動産 2 億円が相続税の課税対象になりますが、信託を活用すると、親 A の相続税課税対象額は、2,000 万円となります。結果として、信託の活用により、親 A の相続税の課税対象額を 1 億 8,000 万円減らすことができたことになります。

(6) 複層化信託の活用による節税

信託期間満了まで親 A が生存していることが前提ですが、複層化信託を活用したら相続税の節税はできる、と言えるのではないでしょうか。

● 複層化信託の税務リスク

上記のように複層化信託を活用したら相続税の節税はできると考えられますが、收

益不動産が信託財産である場合、収益受益権の評価額の算定には一定の困難が伴います。財産評価基本通達202では、収益受益権の評価をする場合「課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額」を基準にすることになっているからです。すなわち、収益不動産からの賃貸収入は毎年必ず一定であるとは限らないため、「受益者が将来受けるべき利益の価額」をどのように推算するのかが問題となります。また、信託期間中に生ずる収益が一定ではなく、変動する可能性がある場合、収益受益権の評価額について、恣意的な推算をすれば、税務当局から指摘を受ける可能性も考えられます。

このような背景から、インターネット上では、次のような見解の記事があります（司法書士の記事です。）。

『節税策として複層型信託を活用したいときに、賃料収入や配当金、利息など収益部分が変動する可能性のある収益財産を複層化することは、節税メリットをどの程度享受できるか不明確な部分が多くなりますので、お勧めできないことになります。』¹

この記事のように税務リスクを懸念し、税理士をはじめする専門家が複層化信託の活用に及び腰になる傾向があります。

● 私見（複層化信託における専門家の対応について）

上記のインターネット上の記事は「複層化信託による相続税節税は避けるべきだ」という結論です。その根拠は、「節税メリットをどの程度享受できるか不明確である」というものです。しかし、これを裏返せば、複層化信託を活用した節税を否定する根拠も不明確と言えます。言い換える

ば、複層化信託による節税を否定する明確な根拠はないと言えるのではないでしょか。

収益不動産などの信託財産から生ずる収益は変動する可能性がある場合、収益受益権の評価について、税務リスクがないとは言い切れません。しかし、それが直ちに税務リスクが大きいことを意味するわけではありません。税務リスクは、個別の事案毎に判断すべきです。現行の法令や通達により、税務上の収益受益権の評価額算定の根拠を合理的に説明できるのであれば、特段の問題はないと考えます。

冒頭で紹介した事例において、私は、税務リスクが大きい事例ではないと判断しました。

この事例において信託財産は、大阪市内中心部の好立地の場所にある不動産でした。この不動産は、事務所および店舗へ賃貸され、年間約1,900万円の収益を確保していました。また、この収益の金額は、周辺の賃料相場と比較しても乖離がない金額でした。このような状況から、私は、この収益が信託期間中もそのまま継続するものと推算して収益受益権の評価を行いました（財産評価基本通達202による）。信託設定後5年ほど経過している現在までは、税務当局からの指摘はありません。

確かに、現段階では複層化信託に関する税務上の取り扱いには、不明確な部分が多くあります。しかし、「不明確」という理由により、「複層化信託による相続税節税は避けるべき」との判断は、漠然とした不安に怯えることであり、過度に税務リスクに怯えているだけだと思われます。

色々な考え方はあるでしょうが、専門家の役割とは、広く選択肢を示した上で、中

¹ <https://legalservice.jp/shintaku/30195/> より

立的な立場でそのメリット・デメリットを明確に説明することだと考えます。最終的に信託を実行するか否かの判断は、信託の実行を検討している本人がすべきです。

はじめから専門家自らが複層化信託の活用を避けるべきという見解を示してしまうのは、せっかく有用な機能がある信託の活用の選択肢を狭める結果となります。また、信託を実行するか否かの判断材料を不足させることにつながり、専門家に対する相談者のニーズには応えていないと言えるでしょう。このような状況は、信託の発展にとって有益ではありません。

以上に述べた私見は、少数意見だと思いますが、皆さんはどうのように考えるでしょうか？

(税理士 座間泰明・民事信託活用支援機構理事)